

別紙 1

## 都立清瀬特別支援学校セキュリティ基本方針

### 1 目的

ネットワークコンピュータを利用した情報環境が導入され、学校内のみではなく、学校外との連絡・交流なども含めて広くインターネットを活用した教育が実施されています。これに伴い、学校内で取り扱っている様々な情報が、ネットワークを通じ取り扱われる事が当然の事となっています。この中には、授業に利用する教材などの情報、生徒が授業を通して作成した情報、生徒の学習状況を記憶した情報など、学校運営上重要な情報や、生徒に関する個人情報など機密性の高い情報も数多く含まれています。

インターネットの普及により、それを利用した情報の改ざんや漏えいを目的とした不正アクセスやコンピュータの機能を麻痺させるコンピュータウイルス等の発生で、これらの情報及び情報を取り扱うシステム等が脅かされています。また、校内教職員による意図しない操作、さらには地震や落雷、火災等の災害によるシステムの停止、それによる学校運営の停止も危惧されます。

本校は、このような脅威から情報資源を守り、都民から信頼される教育行政を運営するため、総合的、体系的に情報セキュリティ対策を実施します。

### 2 情報セキュリティ対策

#### (1) 情報セキュリティ管理体制の整備

情報セキュリティ管理体制を整備し、都立清瀬特別支援学校が保有する全ての情報資源に対する管理責任の所在を明確にするとともに、管理責任者の義務及び責任を明確にします。

#### (2) 情報セキュリティ対策の規定の整備

都立清瀬特別支援学校が保有する情報資源を不正行為や災害等から保護するための組織的な取組方針を明文化し、これを実効的に行うための仕組みを確立します。

#### (3) 情報セキュリティ対策の周知徹底

情報セキュリティ対策の重要性を都立清瀬特別支援学校教職員に対し周知徹底させるため、十分な教育及び啓発を行います。

#### (4) 情報セキュリティ対策の評価及び見直し

情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に監査し、その有効性を評価します。また、必要に応じて情報セキュリティ対策を見直します。

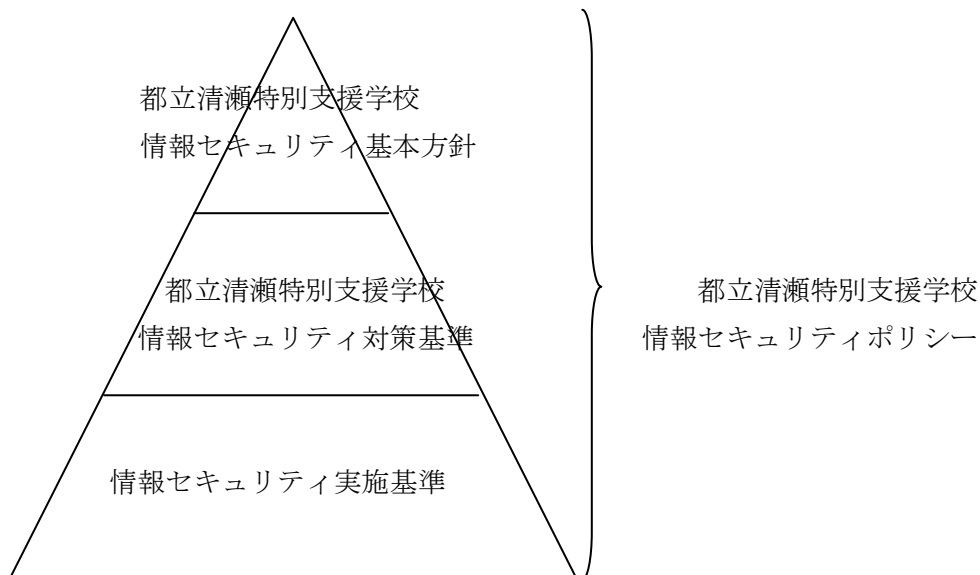
#### (5) 法令要求事項の遵守

情報セキュリティに係る法規制を遵守し、行政機関としての責任を果たします。

### 3 東京都教育委員会における情報セキュリティ対策の体系

都立清瀬特別支援学校の多様な情報資源を守るため、以下のような規程をもって体系的にセキュリティ対策を推進します。これらを総称して「都立清瀬特別支援学校情報セキュリティポリシー」といいます。

- (1) 都立清瀬特別支援学校情報セキュリティ基本方針  
情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針を規定します。
- (2) 都立清瀬特別支援学校情報セキュリティ対策基準  
都立清瀬特別支援学校情報セキュリティ基本方針に基づき、各情報処理システム共通の情報セキュリティ対策を規定します。
- (3) 情報セキュリティ実施基準  
情報セキュリティ対策基準に基づき、情報処理システムごとの具体的な情報セキュリティ対策を規定します。



### 4 職員等の義務

都立清瀬特別支援学校の情報資源に関する業務に携わるすべての職員及び外部受託者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって都立清瀬特別支援学校情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとします。